

資料2(差し替え)  
第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
平成26年8月8日 保育課作成

**新制度における利用者負担の  
設定について(案)**  
**～幼稚園・保育所等(1号・2号・3号)保育料～**

**平成26年8月**  
**こども未来部保育課**

# 1. 保育所、認定こども園（保育所機能）の利用者負担<sup>(\*)</sup>

## 保育認定（2号・3号認定）

2

\* 新制度では従来の「保育料」が「利用者負担」という名称に変更となる。

### 【前回までに決定いただいた事項】

① 本市における保育所保育料の「所得階層間の利用者負担のバランス」及び「3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差」については、消費税率が10%に引き上げられ、新制度に「0.7兆円」程度の財源が充てられる平成29年度を目途に見直しを検討する。

② 少子化対策に市としても先駆的に取り組むため、原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償（所得制限あり）にする。（平成27年度から導入予定）

③ 国は、新制度施行時において、平成26年度の利用者負担を据え置くイメージとしていることから、本市においても現制度の利用者負担の水準を基本とする。

- ・階層区分（16階層）と年齢区分（2区分）は同じ
- ・現行の保育料の軽減率は維持

④ 保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間の利用者負担額の約98.3%（▲1.7%）を基本に設定する。（国基準と同じ）

⑤ 所得階層区分の設定を所得税額から市民税所得割課税額に変更する。（国基準と同じ）

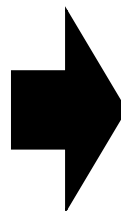
### 【今回決定いただきたい事項】

（国基準と同じ）

① 施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一の利用者負担額を適用する。

## 現行階層区分

国基準	市基準	
	階層区分	定義
①生活保護世帯	A	生活保護世帯
②市町村民税非課税世帯	B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯
	B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯
③市町村民税課税世帯	C1	市町村民税課税世帯で母子、父子、障害者世帯
	C2	市町村民税課税世帯で上記以外の世帯
④所得税額40,000円未満	D1	所得税額 7,500円未満
	D2	所得税額 ~20,000円未満
	D3	所得税額 ~40,000円未満
⑤所得税額103,000円未満	D4	所得税額 ~60,000円未満
	D5	所得税額 ~80,000円未満
	D6	所得税額 ~103,000円未満
⑥所得税額413,000円未満	D7	所得税額 ~183,000円未満
	D8	所得税額 ~283,000円未満
	D9	所得税額 ~413,000円未満
⑦所得税額734,000円未満	D10	所得税額 ~734,000円未満
⑧所得税額734,000円以上	D11	所得税額 734,000円以上



## 平成27年度階層区分(案)

3

国基準	市基準	
	階層区分	定義
①生活保護世帯	A	生活保護世帯
②市町村民税非課税世帯	B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯
	B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯
③市町村民税所得割課税額48,600円未満	C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満で母子、父子、障害者世帯
	C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯
④市町村民税所得割課税額97,000円未満	D1	市町村民税所得割課税額60,000円未満
	D2	市町村民税所得割課税額76,000円未満
	D3	市町村民税所得割課税額97,000円未満
⑤市町村民税所得割課税額169,000円未満	D4	市町村民税所得割課税額123,000円未満
	D5	市町村民税所得割課税額148,000円未満
	D6	市町村民税所得割課税額169,000円未満
⑥市町村民税所得割課税額301,000円未満	D7	市町村民税所得割課税額219,000円未満
	D8	市町村民税所得割課税額265,000円未満
	D9	市町村民税所得割課税額301,000円未満
⑦市町村民税所得割課税額397,000円未満	D10	市町村民税所得割課税額397,000円未満
⑧市町村民税所得割課税額397,000円以上	D11	市町村民税所得割課税額397,000円以上

# 保育所、認定こども園(保育所機能)利用者負担額

## 2号・3号認定

4

階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

※A～D11：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

## 2. 前回提示した新制度の幼稚園等利用者負担検討のポイント 5

### 教育標準時間認定（1号認定）

#### 視点1 階層区分について

- ・国は実際の幼稚園保育料の平均額から就園奨励費補助(5階層)を控除した実負担としていることから、国基準どおり5階層に合わせたらどうか。
- ・保育所保育料と同様に、国基準と比較し階層区分を細分化したらどうか。

#### 視点2 保育料について

- ・現行の本市の幼稚園の保育料の平均値より、国の上限額の方が低いため、国基準どおりとしたらどうか。
- ・低所得者層に対しては、保育所保育料と同様の配慮をしたらどうか。
- ・保育短時間の利用者負担との整合や経過措置を講ずる幼稚園のことも考慮する必要があるのではないか。

#### 視点3 その他検討の視点

- ・本市の場合、当面、新制度へ移行する幼稚園はほとんどない見込みとなっており、新制度へ移行しない幼稚園の利用者は、引き続き、国基準に基づく就園奨励費補助を受けることから、新制度に移行する幼稚園について、国基準と異なる利用者負担の設定をした場合、不均衡が生じるのではないか。

# 幼稚園等利用者負担の検討項目に対する本市の考え方(案)

6

●平成27年度の本市の幼稚園等利用者負担は、「国の基準どおり」とする。

但し、消費税率が10%に引き上げられ、国の7,000億円の財源が幼児教育の質の改善等に充てられる平成29年度を目途に、本市の既存幼稚園の新制度への移行の動向等を踏まえた上で、階層区分及び保育所等利用者負担の見直しを検討する。

## 理由

1. 教育標準時間認定(1号認定)を受ける子どもの利用者負担額については、新制度のもとで市町村が設定することになっているが、国の利用者負担の基準は、現行の利用者負担の実態を踏まえたものであり、施設等の種類を問わず、同一の利用者負担水準になっている。
2. 現行の本市の幼稚園保育料平均値は、国が今回示した上限額を上回っているため、基本的には国の基準どおりとすることが適切と考える。
3. 今年度を実施した幼稚園の意向調査によると、ほとんどの幼稚園は新制度への移行を予定していない。(認定こども園の私立6園及び市立なかじょう保育園については、新制度へ移行する。) 新制度へ移行しない幼稚園の利用者は、引き続き、国基準による就園奨励費補助を受けられることを原則としているため、新制度の幼稚園について、国の基準と異なる利用者負担の設定をした場合、公平性に欠ける。

### 3. 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）の利用者負担 1号認定

階層区分	定義	利用者負担
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
E	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ A～E: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記利用者負担の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園等については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。